

資料②(2)

下関市地方卸売市場新下関市場業務条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>
<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定による報告により市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>卸売業者から第1項の規定による報告を受けたときは、市場における毎開場日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第5条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p>(2) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>